

## 社会福祉法人勝縁会 評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝縁会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「評議員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員に支給する報酬の限度額)

第2条 役員報酬年額の限度額を以下のとおりとする。

理事 200,000 円

監事 100,000 円

(費用弁償)

第3条 評議員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 評議員会等への出席           | 5,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000 円 |

(2) 理事・監事

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 理事会等への出席            | 5,000 円 |
| 監事監査等への出席           | 5,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000 円 |

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年6月21日から施行する。